

第 7 4 3 号
平成28年6月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則	26	2
・天理市立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則	27	3
・天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則	28	4
告 示	番号	頁数
・公示送達について	163	4
・放置自転車等の保管について	164	5
・放置自転車等の保管について	165	5
・放置自転車等の保管について	166	6
・放置自転車等の保管について	167	6
・放置自転車等の保管について	168	6
・放置自転車等の保管について	169	7
・放置自転車等の保管について	170	7
・放置自転車等の保管について	171	8
・放置自転車等の保管について	172	8
・放置自転車等の保管について	173	9
・放置自転車等の保管について	174	9
・放置自転車等の保管について	175	9
・放置自転車等の保管について	176	10
・放置自転車等の保管について	177	10
・放置自転車等の保管について	178	11
・放置自転車等の保管について	179	11
・放置自転車等の保管について	180	11
・放置自転車等の保管について	181	12
・放置自転車等の保管について	182	12
・放置自転車等の保管について	183	13
・地縁による団体の告示事項の変更について	184	13
・放置自転車等の保管について	185	13
・公示送達について	186	14
・放置自転車等の保管について	187	14
・放置自転車等の保管について	188	14
・放置自転車等の保管について	189	15
・公示送達について	190	15

・放置自転車等の保管について	191	15
・放置自転車等の保管について	192	16
・放置自転車等の保管について	193	16
・放置自転車等の保管について	194	17
・放置自転車等の保管について	195	17
・放置自転車等の保管について	196	17
・放置自転車等の保管について	197	18
・放置自転車等の保管について	198	18
・平成27年10月1日から平成28年3月31日までににおける水道事業及び下水道事業の業務状況について	199	19
・平成28年度第2回天理市議会の招集について	200	29
・放置自転車等の保管について	201	30
・放置自転車等の保管について	202	30
公 告	番号	頁数
・公募型プロポーザルの実施について	22	30
・一般競争入札について	23	35
・地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	24	38
・天理農業振興地域整備計画の変更について	25	39
・地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	26	39
・農用地利用集積計画について	27	39
・地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	28	40
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	9	40
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	6	40
選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙人名簿及び在外選挙人名簿に選挙人名簿及び在外選挙人名簿に面の	4	40

縦覧場所について		
監査委員	番号	頁数
・住民監査請求の結果について	1	41
公営企業	番号	頁数
・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	13	44
・天理市指定下水道工事店の指定について【公告】	14	44
・天理市指定下水道工事店の指定について【公告】	15	44

・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	16	44
・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	17	45
・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	18	45
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	5	45
・天理市指定下水道工事店の指定について【公告】	19	45

規 則

(平成28年 5 月31日 掲示済)

天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年 5 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第26号

天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則
天理市保育の利用に関する規則（平成27年 3 月天理市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 中「在籍児童」を「保護者等」に、

「

C 1	A階層を除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	課税世帯 (均等割のみ課税)	12,000	12,000	10,000	10,000
C 2		所得割課税額 48,600円未満	16,100	15,900	13,800	13,600
C 3		48,600円以上 59,500円未満	20,700	20,400	17,800	17,500
C 4		59,500円以上 78,900円未満	25,500	25,100	22,600	22,300
C 5		78,900円以上 97,000円未満	29,800	29,300	25,900	25,500
C 6		97,000円以上 108,800円未満	34,200	33,700		
C 7		108,800円以上 169,000円未満	40,400	39,800		
C 8		169,000円以上 301,000円未満	48,000	47,200		
C 9		301,000円以上 397,000円未満	58,400	57,500		
C 10		397,000円以上	59,400	58,400		

」

を
「

C 1	A階層を除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	課税世帯 (均等割のみ課税)	12,000	12,000	10,000	10,000
C 2		所得割課税額 48,600円未満	16,100	15,900	13,800	13,600
C 3		48,600円以上 57,700円未満	20,700	20,400	17,800	17,500

C 4	57,700円以上 59,500円未満	20,700	20,400	17,800	17,500
C 5	59,500円以上 77,101円未満	25,500	25,100	22,600	22,300
C 6	77,101円以上 78,900円未満	25,500	25,100	22,600	22,300
C 7	78,900円以上 97,000円未満	29,800	29,300	25,900	25,500
C 8	97,000円以上 108,800円未満	34,200	33,700		
C 9	108,800円以上 169,000円未満	40,400	39,800		
C 10	169,000円以上 301,000円未満	48,000	47,200		
C 11	301,000円以上 397,000円未満	58,400	57,500		
C 12	397,000円以上	59,400	58,400		

に改め、同表備考第1項中「C10階層」を「C12階層」に改め、同表備考第5項中「支給認定保護者」を「保護者等」に、「控除する」を「控除した額の半額とし、保護者等が属する世帯の階層がC3階層からC5階層までに認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料の半額とする」に改め、同表備考第6項中「複数人」を「2人以上」に、「備考5」を「前項」に改め、同表備考に次の1項を加える。

7 前2項の規定にかかわらず、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。)が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、保護者等の属する世帯の階層がB階層からC3階層までに認定された世帯(備考第5項の各号のいずれかに該当する世帯を除く。)である場合には、当該特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の保育料の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とし、保護者等の属する世帯の階層がC1階層からC5階層までに認定された世帯であって、備考第5項の各号のいずれかに該当する世帯である場合には、当該特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降は無料とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の天理市保育の利用に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(平成28年5月31日揭示済)

天理市立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第27号

天理市立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立幼稚園の保育料に関する条例施行規則(平成27年3月天理市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「子どもの属する世帯の」を削る。

第4条中「前条に規定する子どもの属する世帯」を「前条」に改め、「同一の世帯に属して」を削る。

別表中「各月初日の在籍園児」を「各月初日の保護者」に、

「

5,000円 (2,500円)

」を「

2,500円 (0円)

」に改め、

同表備考第5項中「在籍園児の属する世帯」を「同一の世帯」に改め、「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加え、「者のうち年齢が高い順から1人目」を「子どもが2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子ども」に改め、「上段の額とし、」の次に「最年長の子どもから順に」を加え、同表備考第6項中「在籍園児」を「保護者」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第5項の次に次の1項を加える。

6 保護者の属する世帯の階層がB階層及びC1階層と認定された世帯であって、特定被監護者等(子ども

も・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。)が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、当該特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降の保育料の月額、無料とする。
様式第1号中「在籍園児」を「子ども」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の天理市立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(平成28年5月31日掲示済)

天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第28号

天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則

天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成4年3月天理市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「次」を「別表」に改め、同条の表を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第3条関係)

区分	第1子	第2子	第3子以降
第2条第1号に該当する世帯	40,000円 (80,000円)	70,000円 (120,000円)	120,000円
第2条第2号及び第3号に該当する世帯	70,000円 (120,000円)	90,000円 (120,000円)	120,000円
第2条第4号に該当する世帯	120,000円	120,000円	120,000円

備考

- この表において「第1子」とは、1人就園の場合又は特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。)が2人以上いる場合における最年長の子どもをいい、「第2子」とは、当該特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目の子どもをいい、「第3子以降」とは、当該特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもをいう。
- 第2条第1号から第3号までに該当する世帯であり、かつ、次に掲げる世帯である場合におけるこの表の適用については、当該世帯の第1子及び第2子の補助金の額は下段の()内に掲げる額とする。
 - 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及び配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
 - 在宅障害児(者)のいる世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条に定める特別児童扶養手当の支給対象となる児童の属する世帯
 - 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金等の支給対象者の属する世帯

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

(平成28年5月6日掲示済)

天理市告示第163号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条の規定により準用する地方税法(

昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年5月6日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年5月6日揭示済)

天理市告示第164号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年5月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年5月6日から平成28年7月5日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成28年5月6日揭示済)

天理市告示第165号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年5月6日
- 3 移動対象区域
天理市嘉幡町547番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年5月6日から平成28年7月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年5月6日揭示済)

天理市告示第166号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月6日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年5月6日

3 移動対象区域

天理市庵治町187番地1先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年5月6日から平成28年7月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年5月6日揭示済)

天理市告示第167号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月6日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年5月6日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年5月6日から平成28年7月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年5月9日揭示済)

天理市告示第168号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年5月9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年5月9日から平成28年7月8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年5月10日揭示済)

天理市告示第169号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年5月10日
 - 3 移動対象区域
天理市西長柄町688番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年5月10日から平成28年7月9日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年5月10日揭示済)

天理市告示第170号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年5月10日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年5月10日から平成28年7月9日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年5月11日揭示済)

天理市告示第171号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年5月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年5月11日から平成28年7月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年5月12日揭示済)

天理市告示第172号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年5月12日
 - 3 移動対象区域
天理市長柄町695番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年5月12日から平成28年7月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年5月12日揭示済)

天理市告示第173号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年5月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年5月12日から平成28年7月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年5月13日揭示済)

天理市告示第174号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年5月13日
 - 3 移動対象区域
天理市西長柄町66番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年5月13日から平成28年7月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年5月13日揭示済)

天理市告示第175号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成28年5月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年5月13日から平成28年7月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年5月16日揭示済)

天理市告示第176号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年5月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年5月16日から平成28年7月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年5月17日揭示済)

天理市告示第177号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年5月17日
- 3 移動対象区域
天理市川原城町391番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年5月17日から平成28年7月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年5月17日揭示済)

天理市告示第178号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月17日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年5月17日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年5月17日から平成28年7月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年5月18日揭示済)

天理市告示第179号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月18日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年5月18日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年5月18日から平成28年7月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年5月19日揭示済)

天理市告示第180号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年5月19日
 - 3 移動対象区域
天理市勾田町44番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年5月19日から平成28年7月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年5月19日揭示済)

天理市告示第181号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年5月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年5月19日から平成28年7月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年5月20日揭示済)

天理市告示第182号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年5月20日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年5月20日から平成28年7月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年5月20日揭示済)

天理市告示第183号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月20日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年5月20日

3 移動対象区域

天理市三昧田町元東150番地1先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年5月20日から平成28年7月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年5月23日揭示済)

天理市告示第184号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、櫛本町高品自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成28年5月23日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市櫛本町871番地 奥本 丞司

変更後 代表者 天理市櫛本町1484番地 永井 茂治

変更年月日 平成28年5月15日

(平成28年5月23日揭示済)

天理市告示第185号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月23日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年5月23日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年5月23日から平成28年7月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年5月24日揭示済)

天理市告示第186号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年5月24日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成28年5月24日揭示済)

天理市告示第187号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月24日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年5月24日

3 移動対象区域

天理市川原城町291番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年5月24日から平成28年7月23日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年5月24日揭示済)

天理市告示第188号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月24日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年5月24日

3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年5月24日から平成28年7月23日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年5月25日揭示済)

天理市告示第189号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月25日

天理市長 並 河 健

1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日
平成28年5月25日

3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年5月25日から平成28年7月24日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年5月26日揭示済)

天理市告示第190号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年5月26日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成28年5月26日揭示済)

天理市告示第191号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年5月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年5月26日から平成28年7月25日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年5月27日揭示済)

天理市告示第192号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年5月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年5月27日から平成28年7月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年5月30日揭示済)

天理市告示第193号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年5月30日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成28年5月30日から平成28年7月29日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年5月31日揭示済)

天理市告示第194号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年5月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年5月31日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年5月31日から平成28年7月30日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年6月1日揭示済)

天理市告示第195号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年6月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年5月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年6月1日から平成28年11月30日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
ミディ総合管理（株） 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成28年6月1日揭示済)

天理市告示第196号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年6月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年6月1日から平成28年7月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年6月1日揭示済)

天理市告示第197号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年6月1日
 - 3 移動対象区域
天理市長柄町1530番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年6月1日から平成28年7月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年6月1日揭示済)

天理市告示第198号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年6月1日
- 3 移動対象区域
天理市丹波市町454番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年6月1日から平成28年7月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年6月2日揭示済)

天理市告示第199号

地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、平成27年10月1日から平成28年3月31日までににおける水道事業及び下水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成28年6月2日

天理市長 並 河 健

平成27年度下半期天理市水道事業報告書
(平成27年10月1日から平成28年3月31日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

下半期末の給水戸数は、前年同期に比べ162戸(0.7%)増加の23,750戸となりましたが、給水人口は、312人(0.5%)減少の66,453人となりました。

また有収水量は、前年同期に比べ、130,344m³(3.1%)減少の4,134,563m³となりました。

(建設改良)

川原城町地内において、配水管改良工事を、市内各地において、配水管布設工事等を行いました。また、豊井浄水場において、配水池耐震補強及び劣化補修工事や無停電電源装置更新工事等を行いました。

(経理状況)

給水収益は前年同期に比べ80,184,715円(7.2%)減少し、1,026,107,325円となり、当期収益合計は前年同期に比べ95,363,558円(7.9%)減少の1,111,654,426円となりました。

一方費用は、受水費、修繕費等の減少により、前年同期に比べ65,698,461円(6.0%)減少の1,028,786,393円となり、当期損益は82,868,033円の純利益となりました。

今後も水需要は減少する見通しであることから、さらなる経費の削減と業務の効率化を推進し、「おいしくて安全な水の安定供給」を継続するために努力する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
平成28年 第1回定例会	議案第13号	平成28年度天理市水道事業会計予算	平成28年3月24日
平成28年 第1回定例会	議案第40号	天理市水道事業及び下水道事業の剰余金の 処分等に関する条例の制定について	平成28年3月24日

(3) 行政官庁認可事項

該当事項はありません。

(4) 職員に関する事項

平成28年3月31日現在(単位:人)

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職員数	12	15	5	32

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項はありません。

2 工 事

(1) 下半期に施工した主な工事(消費税及び地方消費税込み)は、次のとおりです。

(契約金額1,000万円以上)

工 事 名	契約金額(円)	備考
・26年度繰越工事 豊井浄水場3号配水池耐震補強及び劣化補修工事	84,922,560	
川原城町地内 長寿命化対策管路施設改築修繕工事 (公第1-21工区)に伴うφ150mm配水管移設工事及び φ150~50mm配水管改良工事	55,477,440	
豊井浄水場無停電電源装置更新工事	38,858,400	
福住町・石上町地内 東部送水第1~第3ポンプ場直流電源装置更新工事	13,500,000	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成27年度	平成26年度	比 較	
			増 減	増減率 (%)
3 月 末 給 水 人 口 (人)	66,453	66,765	△ 312	△ 0.5
3 月 末 給 水 戸 数 (戸)	23,750	23,588	162	0.7
下 半 期 配 水 量 (m ³)	4,462,287	4,562,070	△ 99,783	△ 2.2
下 半 期 有 収 水 量 (m ³)	4,134,563	4,264,907	△ 130,344	△ 3.1
下 半 期 有 収 水 量 率 (%) (<small>下半年期有収水量/下半年配水量</small>)	92.7	93.5	△ 0.8 ポイント	

(2) 事業収入に関する事項

(単位:円)

事 項	平成27年度	平成26年度	比 較	
			増 減	増減率 (%)
水 道 事 業 収 益	1,111,654,426	1,207,017,984	△ 95,363,558	△ 7.9
営 業 収 益	1,028,852,502	1,122,649,123	△ 93,796,621	△ 8.4
営 業 外 収 益	82,801,224	84,368,861	△ 1,567,637	△ 1.9
特 別 利 益	700	0	700	—

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位:円)

事 項	平成27年度	平成26年度	比 較	
			増 減	増減率 (%)
水 道 事 業 費 用	1,028,786,393	1,094,484,854	△ 65,698,461	△ 6.0
(うち、繰越分)	29,102,000	0	29,102,000	—
営 業 費 用	978,371,170	1,035,951,224	△ 57,580,054	△ 5.6
(うち、繰越分)	29,102,000	0	29,102,000	—
営 業 外 費 用	50,404,863	55,718,623	△ 5,313,760	△ 9.5
特 別 損 失	10,360	2,815,007	△ 2,804,647	△ 99.6
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益の収入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	水道事業収益	2,454,176,000	1,208,085,625	2,457,441,408	△ 3,265,408
	営業収益	2,307,455,000	1,125,257,495	2,300,095,904	7,359,096
	営業外収益	146,719,000	82,827,395	157,344,769	△ 10,625,769
	特別利益	2,000	735	735	1,265
支 出	水道事業費用 (うち、繰越分)	2,325,827,000 46,278,000	1,139,760,763 31,430,160	2,104,301,832 46,278,000	221,525,168 0
	営業費用 (うち、繰越分)	2,153,793,904 46,278,000	1,021,208,525 31,430,160	1,933,336,911 46,278,000	220,456,993 0
	営業外費用	170,809,096	118,541,069	170,809,096	0
	特別損失	224,000	11,169	155,825	68,175
	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	水道事業資本的収入	375,855,000	337,592,512	362,569,462	13,285,538
	負担金	13,766,000	9,055,800	9,055,800	4,710,200
	分担金	50,409,000	22,701,600	41,843,550	8,565,450
	固定資産売却代金	10,000	0	0	10,000
	補助金	11,670,000	5,835,112	11,670,112	△ 112
	投資償還金	300,000,000	300,000,000	300,000,000	0
支 出	水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,484,292,640 271,251,640	705,234,648 153,907,560	960,842,585 224,964,000	523,450,055 46,287,640
	建設改良費 (うち、繰越分)	890,585,640 271,251,640	257,107,605 153,907,560	367,136,427 224,964,000	523,449,213 46,287,640
	企業債償還金	293,707,000	148,127,043	293,706,158	842
	投資	300,000,000	300,000,000	300,000,000	0

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位:円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
3,120,060,006	0	148,127,043	2,971,932,963

ロ 一時借入金

(単位:円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

平成27年度下半期天理市下水道事業報告書
(平成27年10月1日から平成28年3月31日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

下半期末の排水戸数は、前年同期に比べ276戸(1.4%)増加の20,466戸となりました。
また、排水量は23,518^m3(0.6%)減少の4,041,475^m3となりました。

(建設改良)

川原城町他での長寿命化対策管路施設改築修繕工事や市内各地において汚水管布設工事、
汚水樹設置工事を行いました。

(経理状況)

下水道使用料は前年同期に比べ5,662,433円(0.9%)増加し、605,107,574円となりました。
また、他会計補助金が7,316,234円(1.1%)増加したこと等により、当期収益合計は前年同期に
比べ13,927,279円(0.9%)増加の1,495,010,243円となりました。

一方費用は、支払利息、流域下水道維持管理負担金等の減少により、前年同期に比べ
37,482,742円(2.9%)減少の1,244,987,293円となり、当期損益は250,022,950円の純利益となり
ました。

今後も一層の経営努力により経費の削減等に努め、下水道の普及等事業を推進する所存で
あります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
平成28年 第1回定例会	議案第14号	平成28年度天理市下水道事業会計予算	平成28年3月24日
平成28年 第1回定例会	議案第40号	天理市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について	平成28年3月24日

(3) 行政官庁認可事項

該当事項はありません。

(4) 職員に関する事項

平成28年3月31日現在（単位：人）

職 名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職 員 数	5	7	2	14

(5) 使用料金その他利用条件の設

該当事項はありません。

2 工 事

下半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

（契約金額1,000万円以上）

工 事 名	契約金額（円）	備 考
・26年度繰越工事 川原城町他 長寿命化対策管路施設改築修繕工事 （公第1-21工区）	53,380,080	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成27年度	平成26年度	比 較	
			増 減	増減率 (%)
3 月 末 排 水 戸 数 (戸)	20,466	20,190	276	1.4
下 半 期 排 水 量 (m ³)	4,041,475	4,064,993	△ 23,518	△ 0.6

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成27年度	平成26年度	比 較	
			増 減	増減率 (%)
下 水 道 事 業 収 益	1,495,010,243	1,481,082,964	13,927,279	0.9
営 業 収 益	625,434,808	619,117,502	6,317,306	1.0
営 業 外 収 益	869,532,795	861,965,462	7,567,333	0.9
特 別 利 益	42,640	0	42,640	—

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成27年度	平成26年度	比 較	
			増 減	増減率 (%)
下 水 道 事 業 費 用	1,244,987,293	1,282,470,035	△ 37,482,742	△ 2.9
営 業 費 用	1,006,994,433	1,027,054,660	△ 20,060,227	△ 2.0
営 業 外 費 用	237,992,340	254,203,721	△ 16,211,381	△ 6.4
特 別 損 失	520	1,211,654	△ 1,211,134	△ 99.9
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

予算執行状況

イ 収益的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	下水道事業収益	3,054,230,000	1,551,416,474	3,073,414,305	△ 19,184,305
	営業収益	1,347,474,000	681,831,195	1,357,549,262	△ 10,075,262
	営業外収益	1,706,755,000	869,539,244	1,715,819,008	△ 9,064,008
	特別利益	1,000	46,035	46,035	△ 45,035
支 出	下水道事業費用	2,636,939,000	1,313,018,598	2,529,965,235	106,973,765
	営業費用	2,112,272,954	1,034,053,928	2,006,299,189	105,973,765
	営業外費用	523,594,609	278,964,124	523,594,609	0
	特別損失	71,437	546	71,437	0
	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	下水道事業資本的収入 (うち、繰越分)	466,490,000 34,525,000	227,240,032 34,525,000	390,150,602 34,525,000	76,339,398 0
	負担金	19,266,000	4,795,852	5,939,622	13,326,378
	補助金 (うち、繰越分)	434,295,000 34,525,000	220,839,880 34,525,000	381,222,880 34,525,000	53,072,120 0
	長期貸付金回収金	2,929,000	1,104,300	2,488,100	440,900
	その他資本的収入	10,000,000	500,000	500,000	9,500,000
支 出	下水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,911,727,144 79,963,144	927,703,503 70,918,580	1,709,621,670 75,548,060	202,105,474 4,415,084
	建設改良費 (うち、繰越分)	366,156,144 79,963,144	154,257,615 70,918,580	173,992,866 75,548,060	192,163,278 4,415,084
	長期貸付金	10,000,000	500,000	500,000	9,500,000
	企業債償還金	1,532,625,000	770,441,748	1,532,624,664	336
	その他資本的支出	2,946,000	2,504,140	2,504,140	441,860

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位：円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
20,358,141,901	0	770,441,748	19,587,700,153

ロ 一時借入金

(単位：円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

(平成28年6月3日揭示済)

平成28年第2回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。
平成28年6月3日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期 日 平成28年6月10日
- 2 場 所 天理役所議事場

(平成28年6月3日揭示済)

天理市告示第201号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年6月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年6月3日から平成28年8月2日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年6月3日揭示済)

天理市告示第202号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年6月3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年6月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年6月3日から平成28年8月2日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

公 告

(平成28年5月9日揭示済)

天理市公告第22号

公募型プロポーザルの実施について

下記の業務委託について、公募型プロポーザルの参加者を募集しますので次のとおり公告する。
平成28年5月9日

天理市長 並 河 健

1. 業務委託の概要

- (1) 業務委託名
立地適正化計画策定業務委託
- (2) 業務対象範囲
天理市全域
- (3) 業務内容
別紙「業務説明書」のとおり
- (4) 履行期限
契約締結日から平成29年3月27日
- (5) 委託料の上限
¥10,184,400（消費税及び地方消費税を含む）

2. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明書提出時点において、天理市建設工事等入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市に入札参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等委託業務用）を提出し、建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」部門の入札参加資格を有していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第16号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く）
- (5) 奈良県に本店若しくは権限を委任された支店又は営業所を有する者であること。
また、都市計画のコンサルタント業務において、ISMS（Information Security Management System：情報セキュリティマネジメントシステム）の認証（認定）を取得しているものとする。なお、認証（認定）は業務拠点（近畿圏、中部圏又は中国圏）において取得したものであり、外部へ情報漏洩が無いよう、徹底した管理を実施できる者であること。
本業務の参加表明に際し、ISMSの認証取得を証する書類の写しを提出すること。
- (6) 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの過去5年間に於いて、本業務と類似する業務（立地適正化計画策定関連業務）若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似の計画業務の元請受注実績を有していること（共同企業体、下請負及び再委託による業務は実績として認めません）。
ただし、当該受注実績は、平成28年3月31日までに完了している業務で、契約金額が一件につき500万円以上、発注機関が国又は地方公共団体の業務であること。
- (7) 技術士〔総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画）の資格〕を5名以上有していること。
- (8) 技術士〔建設部門（都市及び地方計画）の資格〕を10名以上有していること。
- (9) 本業務の配置予定技術者（管理技術者及び担当技術者）については、次の条件をすべて満たす者とする。こと。
 - ① 総合技術監理部門（都市及び地方計画）、建設部門（都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有していること。
 - ② 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間に於いて、管理技術者若しくは担当技術者として、本業務と類似する業務（立地適正化計画策定関連業務）若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似の計画業務に携わった経験を有する技術者。
- (10) 本業務において、区域情報を地理情報システム（GISデータ）で作成する観点により、同業務に精通している空間情報総括監理技術者の資格を保有するものを配置すること。
- (11) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当の行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (12) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (13) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していることがないこと。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していないこと。
- (16) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が(11)から(15)のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を

締結したと認められるとき。

(17) この契約に係る下請契約等に当たって、(11)から(15)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合{(16)に該当する場合を除く}において、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(18) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を委託者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

3. 手続き等

(1) 担当部局

天理市川原城町605番地

天理市 建設部 まちづくり計画課 (天理市役所本庁舎3階)

TEL 0743-63-1001内線348 FAX 0743-62-1550

E-mail keikaku@city.tenri.nara.jp

(2) 参加表明書の提出

① 提出期間

平成28年5月18日(水)～平成28年5月20日(金)まで

午前8時30分～午後5時15分

② 提出先 担当部局に同じ

③ 提出物

- ・参加表明書 (様式1)
- ・会社概要書 (様式2)
- ・業務実績調書 (様式3)
- ・業務実施体制届 (様式4)
- ・管理技術者届 (様式5)
- ・担当技術者届 (様式6)
- ・誓約書 (様式7)
- ・ISMS認証を証する書類の写し

④ 提出方法 持参に限る。

⑤ 提出部数 正本1部及び副本7部(副本は複写可)

⑥ その他

- ・A4版ファイルに綴じて提出すること。

(3) 質問の受付及び回答

① 提出期間 平成28年5月9日(月)～平成28年5月12日(木)まで

② 提出場所 担当部局に同じ

③ 提出方法 質問書(様式9)により、窓口へ持参、又はE-mail keikaku@city.tenri.nara.jpにより提出すること。なお、E-mail送信した場合は、電話で受領確認を行うこと。 ※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

④ 回答方法 平成28年5月16日(月)に天理市ホームページ まちづくり計画課に掲載する。

(4) 参加資格の審査

提出された参加表明書に基づき、選定委員会において参加資格の審査を行うものとし、審査結果の通知については、審査終了後、速やかに参加表明者に通知する。

また、資格審査後の選考については次のとおりとする。

① 有資格者が、5者以上の場合は、一次選考を行う。

② 有資格者が、2者以上5者未満の場合は、その者全てで二次選考を行う。

③ 有資格者が、2者に達しない場合は、立地適正化計画策定業務委託業者選定委員会において取扱いを協議するものとする。

(5) 一次選考(企画提案書提出者の選定)

予定の技術者(管理技術者及び担当技術者)の資格及び業務経験について評価し選定する。

① 評価の対象とする業務経験数

予定の技術者(管理技術者及び担当技術者)の業務経験は、立地適正化計画策定業務について、最大3業務(過去5年間(平成23年4月1日から平成28年3月31日まで)に完了した業務)まで記載し、提出することができる。(様式5、様式6様式に記載すること)

② 評価方法

それぞれの業務について、予定の技術者(管理技術者及び担当技術者)の保有資格及び業務経験により評価点を算出し、その合計点数の高い上位4者を選定する。

※下位の者が同点の場合は、全てを選定する。

③ 評価点の算出方法

それぞれの業務について、予定の技術者(管理技術者及び担当技術者)の保有資格及び業務経験について、内容が下記の「(6)予定の技術者(管理技術者及び担当技術者)の資格及び業務経験に係る評価基準」に該当すると認められる場合、それに応じた点数を加算する。

- ④ 通知について
書面により通知する。
評価点の合計点が高い上位4者に対し、企画提案書の提出を依頼する。
その他の者には、非選定の通知を行う。
- ⑤ 企画提案書の提出依頼又は非選定の通知日
平成28年5月26日（木）
- ⑥ 非選定の理由について
非選定の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日を除く。）以内にその理由の説明を求めることができる。

(6) 予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）の資格及び業務経験に係る評価基準
立地適正化計画策定業務に係る評価基準

評価項目		評価基準	点数	
予定の技術者の資格及び業務経験 (29点)	技術資格及び専門分野 (11点)	管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門 建設-都市及び地方計画）の資格を有する：6点 ・技術士（建設-都市及び地方計画）の資格を有する：3点 ・RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する：1点 	6
		担当技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門 建設-都市及び地方計画）の資格を有する：5点 ・技術士（建設-都市及び地方計画）の資格を有する：3点 ・RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する：1点 	5
	予定の技術者の業務経験 (18点)	管理技術者〔注1, 2〕	<ul style="list-style-type: none"> ・市（近畿圏）において本業務と類似の計画の策定業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似の計画業務：3点 ・市（近畿圏を除く全国）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似の計画業務：2点 ・国・都道府県・町村（全国）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似の計画業務：1点 	9
		担当技術者〔注1, 2〕	<ul style="list-style-type: none"> ・市（近畿圏）において本業務と類似の計画の策定業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似の計画業務：3点 ・市（近畿圏を除く全国）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似の計画業務：2点 ・国・都道府県・町村（全国）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似の計画業務：1点 	9

〔注1〕 本業務と類似の策定業務は、立地適正化計画策定関連業務とする。

〔注2〕 ただし、過去5年間（平成23年4月1日～平成28年3月31日まで）に完了した策定業務とし、完了した策定業務ごとに評価した合計とする。

(7) 企画提案書の提出

- ① 提出期間 平成28年6月6日（月）～平成28年6月8日（水）
午前8時30分～午後5時15分
- ② 提出場所 担当部局に同じ
- ③ 提出方法 持参に限る。
- ④ 提出書類

- ・企画提案提出届（様式8）
- ・企画提案書（様式任意）
- ・実施工程表（様式任意）
- ・参考見積書

⑤ 作成要領

- ・提出する用紙の規格は、A4判縦 片とじ・横開きとするが、A3判による折りこみも可とする。（A3判は2ページカウント）文字数、文字サイズ等の書式は指定しない。
- ・提出する企画提案書のページ数は、A4判で10ページ（片面刷り）以内とする。
- ・別紙「業務説明書」の内容を踏まえること。

⑥ 提出部数

正本1部及び副本7部（副本は複写可）。ただし、参考見積書の提出部数は1部とする。

(8) 二次選考（企画提案書の特定）

提出された企画提案書及びヒアリング（プレゼンテーション）をもとに下記「(9)企画提案書を

特定するための評価基準」について評価し、平成28年6月下旬（予定）に特定又は非特定を書面により通知する。

- ① ヒアリング予定日時
 - ・平成28年6月下旬を予定
 - ・ヒアリング（プレゼンテーション）は必ず予定の技術者（管理技術者又は担当技術者）行うこと。
 - ・ヒアリングの実施日時、場所、留意事項等については、別途通知する。

- ② 審査方法について

業務ごとに評価した点数の合計により競い、最高得点者を契約予定者として特定する。なお最高得点者が複数となった場合は、選定委員会の議決により特定する。

(9) 企画提案書を特定するための評価基準
立地適正化計画策定業務に係る評価基準

評価項目		評価基準		点数
予定の技術者の資格及び業務経験 (29点)	技術資格及び専門分野 (11点)	管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門 建設-都市及び地方計画）の資格を有する：6点 ・技術士（建設-都市及び地方計画）の資格を有する：3点 ・RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する：1点 	6
		担当技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門 建設-都市及び地方計画）の資格を有する：5点 ・技術士（建設-都市及び地方計画）の資格を有する：3点 ・RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する：1点 	5
	予定の技術者の業務経験 (18点)	管理技術者〔注1〕	<ul style="list-style-type: none"> ・市（近畿圏）において本業務と類似の計画の策定業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似の計画業務：3点 ・市（近畿圏を除く全国）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似の計画業務：2点 ・国・都道府県・町村（全国）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似の計画業務：1点 	9
		担当技術者〔注2〕	<ul style="list-style-type: none"> ・市（近畿圏）において本業務と類似の計画の策定業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似の計画業務：3点 ・市（近畿圏を除く全国）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似の計画業務：2点 ・国・都道府県・町村（全国）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似の計画業務：1点 	9
業務内容に対する企画提案 (90点)	実施方針 (15点)	実施工程表	・業務の目的、内容を理解した妥当性の高い工程表になっているか。	5
		業務の実施方針	・業務の目的、内容を掌握しているか。	10
	業務内容 (75点)	役割・意義	・妥当性	5
		実効性の確保	・妥当性	5
		現状掌握の調査手法及びその反映手法	・的確性	5
			・妥当性	5
		策定作業の進め方	・的確性	10
			・妥当性	10
		市民意見の反映	・妥当性	5
		都市計画マスタープランの反映	・妥当性	5
その他の提案	・合理性	5		
	・独創性	5		

		その他の提案 ヒアリング (プレゼンテーション)	・論理性 ・業務に対する意欲や熱意 ・的確性	15
--	--	--------------------------------	------------------------------	----

〔注1〕 本業務と類似の計画の策定業務は、立地適正化計画策定関連業務とする。

〔注2〕 ただし、過去5年間（平成23年4月1日～平成28年3月31日まで）に完了した策定業務とし、完了した策定業務ごとに評価した合計とする。

(10) 企画提案を求める内容

- ・業務の実施方針について
- ・役割、策定意義について
- ・実効性の確保について
- ・調査手法及び調査結果の計画への反映について
- ・策定作業の進め方について
- ・市民意見の反映について
- ・都市計画マスタープランの反映について
- ・その他の提案について

4. 契約の締結

前項「3. (9) 企画提案書を特定するための評価基準」により特定した企画提案書の提出者と随意契約に係る協議を行い協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なおその際、その特定された者は、あらためて見積書を提出するものとする。

5. 失格事項

本プロポーザルの企画提案書の提出者若しくは提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 見積書の見積額が「1. 業務委託の概要」で示した委託料の上限を超えている場合、あるいは見積書の金額に訂正を行ったものを提出した場合
- (3) 参加表明書提出時点から契約締結までの期間に、天理市建設工事等入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けた場合
- (4) 業務実施体制届に記載した予定の管理技術者がヒアリングに出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得た場合

6. その他留意事項

- (1) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、認めない。
- (2) 提出書類は、返却しない。また、選定のために必要な範囲で複製を作成する。
- (3) 書類の作成、提出等応募に必要な費用は、応募者の負担とする。
- (4) 業務実施体制届に記載した予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）は、本業務において原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、天理市（立地適正化計画策定業務委託業者選定委員会）と協議のうえ決定するものとする。
- (5) 天理市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。
- (6) 平成27年度天理市立地適正化計画策定業務（基礎調査）の貸出・閲覧については、参加表明書の提出者のみ受け付けます。

7. お問い合わせ

担当部局に同じ

(平成28年5月10日揭示済)

天理市公告第23号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成28年5月10日

天理市長 並 河 健

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 山の辺小学校プール改修等工事
- (2) 工事場所 天理市別所町
- (3) 工事概要 プール改修工事（SUS製プールカバー工法）
濾過室棟改築工事
外構工事
- (4) 工 期 平成28年11月30日まで
- (5) 予定価格 58,838,400円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 52,812,000円

(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築一式工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成27年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成27年度)において建築一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。
 - ① 別表2の資格を有する者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者(以下「当該受託者」という。)と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 株式会社 溜谷設計
住 所 天理市田部町16

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所 3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

山の辺小学校プール改修等工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成28年5月10日（火）から 平成28年5月20日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成28年5月10日（火）から 平成28年5月20日（金）まで
質問書の提出期限	平成28年5月24日（火） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成28年5月30日（月）
質問書への回答日	平成28年5月30日（月）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成28年6月2日（木）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成28年6月6日（月）
入札書到着期限日	平成28年6月13日（月） 書留郵便にて 日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成28年6月14日（火） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成28年6月14日（火） 午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（別表2）

配置技術者の資格（いずれかに該当すること）

- ① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者
- ② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者
- ③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
- ④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者
- ⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者
- ⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

（平成28年5月10日揭示済）

天理市公告第24号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について
平成28年5月1日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サ

ービス事業所として指定したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成28年5月10日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号	2990300127	
事業所の名称	レコードブック大和郡山	
事業所の所在地	奈良県大和郡山市小泉町東2丁目9番地1	
申請者	名称	株式会社インターネットインフィニティー
	主たる事務所の所在地	東京都中央区築地5丁目6番10号 浜離宮パークサイドプレイス15階
	代表者の氏名	別宮 圭一
	代表者の住所	東京都世田谷区等々力5丁目19番4号
指定年月日	平成28年5月1日	
サービスの種類	地域密着型通所介護	

(平成28年5月24日揭示済)

天理市公告第25号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成28年5月24日

天理市長 並 河 健

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

(平成28年5月31日揭示済)

天理市公告第26号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成28年6月1日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成28年5月31日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号	2990400125	
事業所の名称	リハプライド天理	
事業所の所在地	奈良県天理市丹波市町295番地	
申請者	名称	有限会社オオニシ
	主たる事務所の所在地	奈良県天理市布留町103番地1
	代表者の氏名	大西 理子
	代表者の住所	奈良県天理市布留町103番地1
指定年月日	平成28年6月1日	
サービスの種類	地域密着型通所介護	

(平成28年6月1日揭示済)

天理市公告第27号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成28年6月1日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成28年6月1日揭示済)

天理市公告第28号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成28年6月1日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成28年6月1日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号	297180087	
事業所の名称	リハビリデイ結	
事業所の所在地	奈良県磯城郡川西町結崎589番地の6	
申請者	名称	株式会社 CASA DEL SOLE
	主たる事務所の所在地	奈良県磯城郡三宅町小柳428番地
	代表者の氏名	片山 敦子
	代表者の住所	奈良県磯城郡三宅町小柳428番地
指定年月日	平成28年4月1日	
サービスの種類	地域密着型通所介護	

教育委員会

(平成28年5月30日揭示済)

天教告示第9号

平成28年6月3日午後2時から6月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成28年5月30日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成28年5月27日揭示済)

天農委告示第6号

平成28年6月7日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成28年5月27日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について
- 議案第2号 農地法第4条に関する申請について
- 議案第3号 農地法第5条に関する申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
- 議案第5号 農地利用配分計画について
- 議案第6号 平成28年度天理市農業委員会の活動計画の決定について
- 議案第7号 その他

- ①市街化区域の専決処分について（報告）
- ②相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

選挙管理委員会

(平成28年5月10日揭示済)

天選告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成28年6月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成28年5月10日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

監査委員

(平成28年6月3日揭示済)

天監委告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく監査請求について監査を行ったので、同条第4項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年6月3日

天理市監査委員 松井 義憲
同 梅崎 浩充

第1 監査の請求

1 請求人

住所 略

氏名 略

2 請求書の提出

平成28年4月19日

3 請求の要旨

請求の要旨は、誤字等一部修正を加えた部分もあるが、その他は原文を記載し、事実証明書の内容は省略した。

第1 請求の趣旨

天理市長は、平成26年度に支出された政務活動費の内、天理市議会今西康世議員に対し、海外旅行費用として、違法・不当に使用された金457,887円の返還を請求する等必要な措置を求める。

第2 請求の原因

1 請求人は天理市民であり、市民オンブズマンとして活動している。

2 政務活動費の交付

天理市議会議員には、平成26年度分政務活動費として、議員一人当たり総額金600,000円が、平成26年4月25日に交付された。

3 平成13年3月1日の地方自治法改正により、その第100条14項ないし16項に基づき、各地方公共団体の定める条例により交付することができることとされた。

4 しかし、用途基準など具体的な内容については、法・条例の目的とは矛盾し議員にとって都合よく定めたものが多く不備なものとなっており、その事から、これまでに全国で数多くの政務調査費・政務活動費の返還に対する監査請求や行政訴訟が行われ、各地で返還の監査結果や判決が出されており、その実態が明らかとなり、市民の批判的となっている。

5 地方自治法が議員の政務調査・研究及び政務活動に資する為に必要な経費として、議員らに政務活動費を交付することができるとしているのは議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解されるから、本来政務活動費をどのように活用するかは、各議員の自主的判断に委ねられるべきものである。しかし他方で地方自治法が政務活動費の交付を受けた議員らに対して収支報告書の提出を義務付けているのは、情報公開を促進する見地から、その用途の透明性を確保しようとする趣旨と解され、又天理市議会の審議機能を強化するための政務活動費の交付に関する条例(以下「本条例」という。)第4条が政務活動費の用途につき細目にわたる本件用途基準を定め、市政に関する調査研究活動に資する為必要な経費以外のものに充てることを禁じていること、本条例第5条が政務活動費の交付を受けた議員に対し政務活動費に係る収入及び支出を明らかにする報告書(以下「収支報告書」という。)の提出を義務付けていることに照らすと、政務活動費が趣旨に従って適正に使用されなくてはならない事も明らかであって、政務活動費の支出が用途基準に合致しない時は、不当利得として同額を天理市に対し返還する義務を負うべきである。

6 ところが天理市議会は関西でいち早く政務活動費の収支報告書をネットで公開したと言う事から、透明性を確保している地方公共団体という評価を受けながら、本条例第8条も遵守されず、議員に至ってはこれら時代の要請や市民の批判にも対応しようとせず、政務活動費を議員活動や私的なもの等政務活動以外に使用していることが見受けられる。

7 本監査請求は市民オンブズマンとして活動している請求人が天理市議会議員らの平成26年度政務活動費収支報告書を検分し、疑義を感じた上記第1項にある、天理市議会今西康世議員(以下「本件議員」という。)が政務活動費の大半を使用して、全国市議会議長会が主催する、平成26年度欧州都市行政調査団の募集に応じ、視察研修旅行と称するイギリス、スウェーデン、オランダの欧州各国への海外旅行を行ったことに対してである。

8 もとより政務活動費交付の趣旨は議会の審議機能を強化する為の市政に対する調査研究に資するとされる事から、当該政務活動費が視察研修旅行に使用されたとするならば、当然本件視察研修旅行の結果が審議対象として提案され市政に反映されなければならない。

9 然るに本件議員が本件海外旅行後に提出した実施報告書及びその後の政務活動を検証すると、本件議員は平成27年の3月定例議会の一般質問において本件海外旅行についての事を基にしたと思われる

質問を為しているが、その内容は既に国内で研究・実施されている事が殆どで、インターネット等で検索すれば容易に知り得ることであり、多額の公費である政務活動費を使用し、海外という遠隔地まで赴き、調査・研修する事に意味を見出せない。

しかも同質問の内容をどの様に市政に反映させるかの提案も、その後に市政に活かされた形跡も存在しない。

- 10 当該海外旅行の実施報告において、本件議員は前記主催者の作成した「欧州都市行政調査報告書」なる冊子を提出しているが、同冊子は主催者側が当該海外旅行の説明会において、「主催者側で報告書を作成し渡すので、報告書の心配はいらぬ。」として参加者に配布したもので、どの様に見てもパンフレットの的なものとししか思料できない。本来報告書とは実施した当事者が作成するものであるが、上記報告書は本件議員が作成したものではなく報告書の意味をなしていない。
又同議員が別途提出した報告書はメモの様な物で、行程を簡単に書いた物とししか理解できず、実施報告書としては不十分なものである。
- 11 インターネットを通じ、居ながらにして様々な世界中の情報を取得できる昨今、多くの時間と多額の費用を必要とする海外研修制度の意義は薄れており、多くの地方自治体で自粛・廃止の方向に進んでいる。
- 12 類似する山梨県議の海外旅行について、東京高等裁判所において審議され（東京高等裁判所平成25年（行コ）第167号旅費等返還控訴事件）、「この様な視察・研修を目的とした海外旅行については、実質的には海外研修に名を借りた、観光旅行中心の私的旅行というべきだ」などとして、山梨県に対し、全額返還を求めよう命じる判決が、平成25年9月19日に為され、最高裁判所において平成26年5月19日に確定しており、上記のような海外旅行に係る費用は、違法・不当な公金の使用にあたることとされた。
- 13 又前項の結果を考慮してか、本件海外旅行を主催していた全国市議会議長会も平成28年度より「欧州都市行政調査団」の結成を取りやめている。
- 14 以上の事実から、本件議員が実施した海外旅行は海外視察・研修に名を借りた、私的な観光旅行といわざるを得ず、違法・不当な公金の使用であり、不当利得である。
- 15 この様な違法行為が横行するのは、地方自治体である天理市行政が市民の立場を尊重せず、市民の血税による公金の支出に対し、公平で正当なチェックもせず放置している現実は、天理市行政が如何に無責任で杜撰かを物語るものであろう。
よって請求人は天理市監査委員に対し、不当利得の返還を請求する等必要な措置を執ることを求め、本監査請求を提起した。

添付書類

事実証明書

- 資料1 平成26年度政務活動費収支報告書
- 資料2 実施報告書（本件海外旅行に係るもの。）
- 資料3 平成26年度欧州都市行政調査報告書（主催者作成）
- 資料4 東京高等裁判所判決

第2 請求の受理と監査委員の除斥

監査委員は、本件監査請求が地方自治法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成28年4月22日にこれを受理した。

受理に先立ち、地方自治法第199条の2に基づき、議会選出の廣井洋司監査委員は除斥とした。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成28年5月9日、地方自治法第242条第6項の規定により、追加証拠（最高裁判所判決）が提出され、同月10日に陳述の機会を設けた。

2 監査対象事項

監査委員は、請求人が「不当利得の返還を請求する等必要な措置を執ることを求める」と表現された事項について、不当利得に該当するかどうかについて、請求書の記載事項及び請求人の陳述内容等を整理し、以下の3点を監査対象とした。

(1) 市政への反映

請求では、「視察研修旅行の結果が審議対象として提案され市政に反映されなければならない」、また「質問の内容をどの様に市政に反映させるかの提案も、その後に市政に活かされた形跡も存在しない」との指摘について。

(2) 実施報告書

請求では、報告書を「どの様に見てもパンフレットの的なものとししか思料できない」との指摘について。

(3) 政務活動費収支報告書の見解

請求では、最高裁における棄却を例に「この様な視察・研修を目的とした海外旅行については、実質的には海外研修に名を借りた観光旅行中心の私的旅行というべきだ」との指摘について。

3 監査対象部局

議会事務局

4 監査対象部局及び関係人からの聴取

監査委員は、地方自治法第199条第8項の規定により、平成28年5月18日に議会事務局及び今西康世議員に対し、それぞれ事情聴取及び説明を求めた。

第4 監査の結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

(1) 市政への反映

請求人は、「視察研修旅行の結果が審議対象として提案され市政に反映されなければならない」、また「質問の内容をどの様に市政に反映させるかの提案も、その後に市政に活かされた形跡も存在しない」と指摘しているが、政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「市政に関する調査研究」の範囲については、これを限定的に解すべきではなく、議員の議会活動に全く反映・寄与せず、あるいは、その反映・寄与の程度が著しく低いことが明らかな行為を除いて、直接又は間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、調査研究に当たるものと解するのが相当である（大阪地方裁判所平成23年3月10日判決同旨）。

今西議員は、平成27年3月定例会における一般質問及び予算審査特別委員会において本件視察の経験を基に質問・提案をしている。

市政に活かされた形跡ということについては、議員の提案が直ぐさま形として現れなくとも、市政に反映されていないとは言えない。

よって、請求人の主張には、理由がない。

(2) 実施報告書

請求人は、欧州都市行政調査報告書を「どの様に見てもパンフレットのなものとしか思料できない」と指摘しているが、当該報告書は、視察先での研修概要が詳細に記載され、また、視察団の様子が写真に収められた84ページに及ぶ報告書である。使途基準において、実施報告書の内容等について具体的に規定されていないものの、当該報告書をもってしてパンフレットのなものと解することはできない。

また、請求人は、「本来報告書とは実施した当事者が作成するものであるが、当該報告書は主催者側で作成したものであり、本件議員が作成したのではなく報告書の意味をなしていない」と主張するが、当該報告書は、主催者側が草案を作成し、参加者に確認をした上で製本されたものであるため、参加者も作成に関わっていると言える。

よって、請求人の主張には、理由がない。

(3) 政務活動費収支報告書の見解

請求人は、最高裁における棄却を例に「この様な視察・研修を目的とした海外旅行については、実質的には海外研修に名を借りた観光旅行中心の私的旅行というべきだ」と指摘しているが、海外視察研修をもってすべて違法・不当な公金の支出に当たる観光旅行と判断するのではなく、当然視察研修の内容等によって判断されるべきものである。

本視察研修の案内が平成26年4月に議会事務局に届き、全議員に配布された。議会事務局からの通知には、本視察研修は、公費負担ではないため、政務活動費若しくは自費で対応する旨記載されていた。

また、天理市の使途基準においては、「海外行政視察については、全国市議会議長会主催又はこれに準じるものとする」と明記されていることから、今回の視察研修は、使途基準に則ったものであると言える。

一方、視察研修の内容についてであるが、欧州での実質滞在期間7日間のうち、5日間は現地市議会などへの訪問であり、土曜日が移動日、日曜日にスカンセン博物館を訪れている。

当該博物館にしても、観光スポットで有名な博物館というわけではなく、「歴史建造物の保護」というテーマの訪問である。

以上のことから、今回の視察研修が違法・不当な公金の支出に当たる観光旅行とは言えない。

ただし、政務活動費収支報告書を精査した結果、欧州コース積算明細書に記載されている次の経費については、使途基準の項目に該当しないため、政務活動費から支出することを認めることができない。

会場借上料（第1回）	10,000円
会場借上料（第2回）	8,000円
打合せ会飲物代	500円
報告書代	13,000円
合計	31,500円

※会場借上料については、飲食費が含まれているため。

もっとも、この金額を今西議員が使用した政務活動費の合計額778,253円から除いたとしても、746,753円となり、交付額の600,000円を超えているから、市に返還すべき金額は生じないこととなる。

よって、請求人の主張には、理由がない。

公営企業

(平成28年 5 月 9 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第13号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年 5 月 9 日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
櫛本第 9 処理分区	喜殿町の一部

(平成28年 5 月10日 掲示済)

天理市上下水道局公告第14号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成28年 5 月10日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成28年 5 月10日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

天理市指定下水道工事店
 商 号 株式会社吉川設備
 代表者 吉川 洋二
 住 所 奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘 3-7-1

(平成28年 5 月16日 掲示済)

天理市上下水道局公告第15号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成28年 5 月16日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成28年 5 月16日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

天理市指定下水道工事店
 商 号 山田設備
 代表者 山田 浩司
 住 所 奈良県生駒郡平群町西宮 2-3-27

(平成28年 5 月16日 掲示済)

天理市上下水道局公告第16号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年 5 月16日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
櫛本北第 4 処理分区	櫛本町の一部
櫛本北第12 - 1 処理分区	二階堂上ノ庄町の一部
櫛本北第12 - 2 処理分区	二階堂上ノ庄町の一部
天理北第 1 処理分区	田部町・豊田町の一部
天理北第 4 処理分区	前栽等・田井庄町・富堂町の一部
天理北第 9 処理分区	東井戸堂町・西井戸堂町の一部
大和川第 5 処理分区	柳本町の一部
大和川第 7 処理分区	遠田町の一部

大和川第8 処理分区

西長柄町の一部

(平成28年 5 月25日 揭示済)

天理市上下水道局公告第17号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年 5 月25日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第 1 処理分区	田部町の一部

(平成28年 5 月25日 揭示済)

天理市上下水道局公告第18号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年 5 月25日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第 3 - 1 処理分区	中之庄町の一部

(平成 28 年 6 月 1 日 揭示済)

天理市上下水道局告示第 5 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成28年 6 月 1 日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成28年 6 月 1 日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

天理市指定給水装置工事事業者
商 号 (株)朝日土建
代表者 川井 俊二
住 所 奈良県奈良市奈良阪町1085番地

(平成28年 6 月 1 日 揭示済)

天理市上下水道局公告第19号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成28年 6 月 1 日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成28年 6 月 1 日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

天理市指定下水道工事店
商 号 (株)朝日土建
代表者 川井 俊二
住 所 奈良県奈良市奈良阪町1085番地